【規程番号　神女短Ｖ－003】

神戸女子短期大学履修規程

（目　的）

第１条　この規程は、神戸女子短期大学学則（以下「学則」という。）第 20 条、第 21 条、第 22 条及び第 23 条の規定に基づき、授業科目履修、試験及び学修の評価等の取扱いに関して必要な事項を定める。

（授業科目）

第２条　本学における授業科目は、学則第 18 条及び第 19 条に定められたものとする。

（授業時間）

第３条　授業時間は、1 日 5 時限制とし、別に定める時間のとおりとする。

２　授業時間は、1 時限を 105 分とし、授業科目の単位の算定にあたっては、第 4 条第 4 項により計算する。

（単位の計算方法）

第４条　授業科目の単位は、学則第 20 条の規定に基づき計算するものとする。

２　演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とすることを原則とする。ただし、別表に定める授業科目については 15 時間の授業をもって 1 単位とする。

３　実験、実習及び実技については、45 時間の授業をもって 1 単位とすることを原則とする。ただし、これによらない授業科目とその単位の計算方法については、別表に定めるとおりとする。

４　単位数を計算する際の授業時間数は、実時間 45 分を 1 時間とみなして計算する。

（授業科目の履修）

第５条　学生は、履修しようとする授業科目を、学則第 21 条の定めるところにより、所定の手続きに従い届け出なければならない。

２　既に単位を修得した授業科目を、再び履修することはできない。

３　授業科目によっては、受講者数を制限することがある。また、受講者数が著しく少ない場合、その授業科目によっては不開講となることがある。なお、不開講科目の指定については別に定める。

（履修登録単位数の上限）

第６条　1 年間に履修登録できる単位数の上限は、各学科の定めるところによる。

２　次の各号に掲げる科目の単位については、履修登録単位数の上限に含めないものとする。

（1）卒業要件単位に含まない科目

（2）学外実習関連科目

（3）海外語学演習

（4）単位認定科目

（5）再履修科目

（6）保育士資格取得に関する科目（ただし、幼稚園教諭二種免許状取得に関する科目を除く）

３　前項の規定にかかわらず、1 年次後期以降において直前半期の GPA が次の各号に該当する者は、履修登録単位数の上限を超えて履修登録することができる。

（1）直前半期の GPA が 2.5 以上 3.0 未満の学生は 2 単位まで

（2）直前半期の GPA が 3.0 以上の学生は 6 単位まで

（欠席の取扱）

第７条　学生は第５条により履修の届出を行った授業科目に出席しなければならない。

２　病気又はその他やむを得ない事由により授業科目を欠席するときは、所定の手続きに従い届け出なければならない。

３　次の各号の一に該当する事由により授業科目を欠席する場合は、これを欠席として扱わない。

（1）服喪（３親等まで）として別に定める日数

（2）学校保健安全法第 19 条に定める出席停止又はこれに類する措置を大学が指示した場合

（3）特別な事情により大学が出席不能と判断し自宅待機等を指示した場合

（履修の取消）

第８条　他の学生に迷惑の及ぶ行為のあった場合、その他履修に支障があると判断した場合は、当該授業科目の履修を取り消すことがある。

（単位認定の方法）

第９条　学則第 22 条に基づき、授業科目を履修し、指定された試験に合格した者に対して単位を認定する。

２　前項の試験は、実技あるいは課題提出等をもってこれに代える場合がある。

３　原則として各期それぞれの出席が授業回数の 3 分の 2 に満たない場合は、当該授業科目の単位は認定しない。

（学修の評価）

第 10 条　学修の評価は、試験の成績又はあらかじめ示された評価方法により判定される。

２　評価は、評点により、授業科目ごとに次のとおり表す。

評点の範囲	評価	GP	判定
90 点以上	秀	4	合　格
80 点以上，90 点未満	優	3	
70 点以上，80 点未満	良	2	
60 点以上，70 点未満	可	1	
60 点未満	不可	0	不合格

（試験）

第 11 条　第９条に定める試験のうち、所定回数の授業終了後に実施するものは、次の各号により取り扱う。

（1）試験は、100 点法で採点し、その得点を学修の評価の資料とする。

（2）試験は、各期おおむね次の時期に行う。

前期　７月から８月　　後期　１月から２月

（受験資格）

第 12 条　次の各号の一に該当する者には、試験の受験資格が与えられない。

（1）試験科目の履修登録をしていない者

（2）第９条第３項に該当する者

（3）授業料その他の学納金未納の者

（受験心得）

第 13 条　試験の受験に際しては、あらかじめ各授業科目で定められた方法、時間及び別に定める受験心得を厳正に守るものとし、試験場においては、試験監督者の指示に従わなければならない。

（追試験）

第 14 条　試験を、次の各号の一に該当する事由により欠席した者は、本人の申請により、所定の手続きを経て追試験を受験することができる。

(1) 第７条第３項に該当する事由
(2) 学外実習
(3) 進学・就職試験
(4) 天災、公共交通機関の事故、不慮の事故及びその他やむを得ない事由
(5) 入院・治療を要する病気や負傷
(6) その他正当な理由として授業担当教員が判断したもの

２　追試験を受験しようとする者は、欠席事由を証明する書類を、授業担当教員の定める期日までに授業担当教員に提出しなければならない。

３　追試験は、次の各号により取り扱う。

(1) 欠席の事由が第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号又は第 4 号に該当する場合は、試験の取扱いに準ずる。
(2) 欠席の事由が第 1 項第 5 号、第 6 号に該当する場合は、80 点を上限とし、その得点を学修の評価の資料とする。

４　追試験に関してその他必要な事項は、試験の規定を準用する。

（再試験）

第 15 条　授業科目の判定が不合格であった者は、本人の申請により、所定の手続きを経て再試験を受験することができる。

２　再試験の合格者の評点は一律 60 点とする。

３　再試験に関してその他必要な事項は、試験の規定を準用する。

（不正行為に対する処置）

第 16 条　試験（レポートを含む）において不正行為のあった者は、当該学期に履修している科目の履修及び、受験資格を無効とし、学則第 42 条に定める懲戒の対象とする。

（規程の改廃）

第 17 条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

１　この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

２　定期試験に関する規程は廃止する。

附　則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 21 年 9 月 24 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 21 年 9 月 24 日から施行する。

附　則

1　この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規程の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

1　この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規程の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

1　この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規程の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

1　この規程は、令和 3 年 7 月 8 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

2　この規程の適用前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

1　この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規程の適用前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

授業形態	1 単位当たりの授業時間数	授業科目名
演習	15 時間	保育・教職実践演習（幼稚園） 情報 A
実習	30 時間	教育実習
	40 時間	保育実習Ⅰ（保育所） 保育実習Ⅰ（施設） 保育実習Ⅱ 保育実習Ⅲ
実技	30 時間	体育実技